第3章 計画の目標と基本方針

第3章 計画の目標と基本方針

みどりの将来像

花と緑を通して幸せを実感できるまち

花や緑には、人々に安らぎを与えたり、あるいは楽しい気分にするなどの心理的な効果があると言われています。みずみずしい新緑やあでやかな紅葉の色、さわやかな葉ずれの音、芳しい花の香りなど、私たちは、知らず知らずに身体の様々な感覚を使って、こうした花や緑がつくりだす生命の営みをとらえ、様々な効用を享受しています。

荒川区は、平成19年3月に荒川区基本構想を策定し、目指すべき将来像を「幸福実感都市 あらかわ」とし、物質的な豊かさや経済効率だけでなく、心の豊かさや人とのつながりを大切にした区民一人一人が真に幸福を実感できるまちを目指すこととしています。

すべての区民が、区内のあらゆる場所で、五感で花や緑から多くの幸せを感じ、豊かな気持ちでゆとりある暮らしができるような街にしたい。このような思いで本計画のみどりの将来像を「花と緑を通して幸せを実感できるまち」としました。

基本理念と基本方針

1 基本理念

心のなごむ花と緑づくり

荒川区は、東京の歴史を刻み、文化を培ってきた隅田川が北から東へ流れており、川沿いの花や緑を、多くの人々が協力してつくってきました。また、木造住宅が密集する市街地では、プランターや植木鉢等を用いて、四季の変化を楽しめる花や緑を育て、見る人の心をなごませてきました。このように、荒川区は、区全体としてのみどりの量は少なくても、体感できるみどりが多いのが特徴です。

区内の花や緑は、区民一人一人の工夫や思いによりつくりあげてきたものです。江戸時代にも、花見や花・薬草摘み等の名所が数多くあり、花と緑を通して豊かな情緒が育まれていました。こうした「心のなごむ花と緑づくり」の伝統をより高めていき、区民みんなが、自らの五感を最大限に活用しながら、体感できるみどりを一層増やしていくことを、荒川区の花と緑のまちづくりの基本理念とします。

2 基本方針

本計画では 心のなごむ花と緑づくりを進めていくに当たり、「環境に資するみどりをまもりつくる」「花と緑の名所をつくり育てる」「花や緑とのふれあいの心を育てる」の三つの基本方針に基づく計画を展開していきます。

なお、これらの方針に基づき、花や緑の保全と 創出にかかわる施策を、総合的かつ計画的に進め ていくことにより、みどりの系統的な配置を考慮 した「みどりと土のネットワーク」を形成してい くことにつなげます。



基本方針 環境に資するみどりをまもりつくる

良好で快適な生活環境を形成するとともに、近年、深刻化している地球温暖化やヒートアイランド現象の緩和も考慮したみどりづくりを進めます。このためには、今あるみどりを守り育てていくとともに、開発時にはできる限り土の面を確保しながら、新たなみどりをつくり出し、みどりの持つ機能が最大限発揮できるように、それらをつないでいきます。また、土の面がない場所では、構造物上も積極的に活用し、環境改善に寄与するみどりを増やしていきます。

基本方針

2 花と緑の名所をつくり育てる

江戸期の荒川は、庶民の遊興・行楽の地でした。「名所江戸百景」や「江戸名所花暦」では、諏訪台の桜見物や尾久の原の桜草の様子が描かれるなど、「名所」が花や緑を巡る楽しみと結びつき、庶民に愛され親しまれていたことが伺えます。こうした歴史を踏まえ、これからの荒川区のみどりづくりにおいて、多くの人が集う、区の観光の拠点となるような特徴的な「花と緑の名所」、区民自らが育て、楽しみ、そして愛することができ、来訪者に誇りをもって紹介することのできるような「花と緑の名所」(区民が誇れる場所)をつくっていきます。

基本方針

3 花や緑とのふれあいの心を育てる

区民の花や緑に対する関心・愛着を高めるため、みどりにかかわる活動や支援を一層すすめ、花や緑とのふれあいの心を育てていきます。また、区・区民・事業者が協働し、楽しみながら花や緑を育てる仕組みを構築していきます。

みどりと土のネットワークの形成

みどりをつくり育てていくためには土が必要です。また、植物の健全な生育を支えるためには、土の面の量的な確保だけでなく、良質な土壌環境を保全・創出することも大変重要です。みどりと土を一体的に確保していき、それらを拡げつないでいくことにより、みどりのもつ機能が更に高まり、環境保全機能の拡大、まちの景観の魅力向上、区民が憩い楽しめる空間の拡大、生態系の確保等を図ることができます。

そこで、以下に示す方向性の下、街の骨格をつくるみどりから地域のきめ細かなみどりまで系統的に配置し、「みどりと土のネットワーク」の形成を図っていきます。

<みどりと土のネットワーク形成の方向性>

川沿いの四つの大規模な公園を「みどりの拠点」、市街地整備事業等に伴い確保する みどりを「みどりの街区」とし、これらをネットワークに向けた「みどりの核」とし て位置付ける。

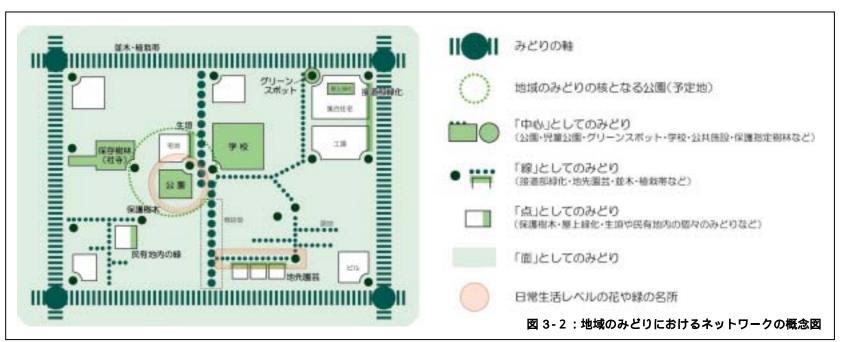
日暮里台地上に残る社寺等のみどりがまとまった「台地のみどりの軸」、隅田川沿いの「水辺の軸」、都電沿線の連続したみどり等の「街のみどりの軸」、「幹線並木網」等、荒川区を縁どり、貫く「みどりの軸」により、みどりの核同士をつないでいく。みどりの核と軸に囲まれたエリアでは、児童遊園や接道部・学校のみどり等の小規模なみどりを、効果的に結びつけ「地域のみどり」の形成を図っていく。また、今後は、密集市街地においても、地域の核となるみどりを確保していくため「地域のみどりづくりの核となる公園」づくりに取り組んでいく。

みどりの拠点、地域のみどりづくりの核となる公園では、訪れた全ての人が、花や緑を通して幸せを実感できるよう、荒川区の顔となる「全区レベルの花と緑の名所づくり」を進める。

また、区民の居住空間を対象に、区民の心のよりどころとなる「日常生活レベルの花と緑の名所づくり」を進める。

みどりと土のネットワーク計画図





| 名称 | | ネットワーク形成の方針 |
|--------------|----------------------------|--|
| みどりの核 | みどりの拠点の形成 | ・隅田川沿いの荒川遊園、尾久の原公園、荒川自然公園、汐入公園の四つの大きな公園は、区民の多様なレクリエーションに対応するとともに、災害時には広域避難場所又は一時集合場所となる等、様々な効用を与えてくれるみどりの拠点として位置付ける。 |
| | みどりの街区の形成 | ・計画的な市街地整備事業により面的な整備が行われる区域 において、みどりを効果的に配置し、潤いあるみどりの街 並み形成を図る。 |
| みどりの軸 地域のみどり | 全区レベルの花と緑の 名所づくり | ・区民や来訪者も含め訪れた全ての人が、みどりを通して幸せを実感できるよう、"みどりの拠点"を含む六つの公園、都電沿線、隅田川沿い等に、荒川区の顔となる特徴的な花と緑の名所をつくっていく。 |
| | 台地のみどりの軸の形成 | ・日暮里の台地上に残る社寺等の歴史的な資源と一体となっ た豊かなみどりを保全していく。 |
| | 水辺の軸の形成 | ・隅田川の河川沿いのスーパー堤防化を進め、水とみどりが 一体となった荒川区を縁取る水辺の軸をつくっていく。 |
| | 街のみどりの軸の形成 | ・区を縦断する都電沿線のみどりの量と質を充実させるとと もに、軌道敷の緑化を進めることにより、美しい景観の形 成を図る。 |
| | 幹線並木網の形成 | ・都市計画道路等に並木網を巡らせ、南北あるいは東西につ なぐみどりの軸を形成し、快適な都市景観を形成する。 ・みどりの拠点と接続し、災害時における避難路を確保する。 |
| | 地域のみどりの核となる 公園づくり | ・土地利用転換時等の機会をとらえて、地域のみどりの核となる大きな公園を配置し、地域のレクリエーション利用への対応や、市街地内に涼しい風を取り入れることによるヒートアイランド現象の緩和、災害時の一時集合場所の確保等の様々なみどりの効用が享受できるようにする。 |
| | 地域のみどりづくりの展開 (中心・点・線・面) | (「中心」としてのみどり> ・地域の日常的な利用に供する公園、児童遊園、グリーンスポット等を、地域のみどりの「中心」として確保していく。 ・学校等の公共施設やまとまりのある保護指定樹林等も、公園緑地と同様に、地域のみどりの中心となる施設として緑化を推進する。 (「線」としてのみどり> ・接道部緑化、地先園芸、並木、道路の植樹帯等、緑視効果の高い道や路地が「線」となって「中心」としてのみどりを結びつなげていく。 (「点」としてのみどり> ・保護指定樹木・生垣や民有地内の個々の小さな「点」としてのみどりを守り育て、地域全体に広げていく。 「面」としてのみどり> ・「中心」「線」「点」を充実し、有機的に結びつけ、地域全体として「面」としてまとまりのあるみどりにしていく。 |
| | 日常生活レベルの花と緑の 名所づくり | ・日常生活の中で、区民が、身近なみどりを通して、幸せを 実感できるよう、日常生活圏に、花や地先園芸のスポット・ 散歩道等を、花と緑の名所としてつくっていく。 |

みどりの確保目標量

本計画に示した花や緑の保全・創出にかかわる施策を進めることにより、目標とするみどりの量を、計画的に確保していく必要があります。したがって、本計画では、「緑被率」「区民一人当たりの公園面積」を指標とし、みどりの確保目標量を設定します。

1 緑被率

「緑被率」15.5%(総面積158.1ha)の達成を目指します

平成 19 年に実施した緑の実態調査(第4次)では、緑被率は 12.3%です。表 3-1 に示すように土地建物用途毎に確保する緑被率を細かく設定し、目標年次までに、公有地で 2.7 %増、民有地では 0.5%増により、全体として 3.2%増の 15.5%(総面積 158.1ha)を目指します。

表 3-1:土地建物用途別の緑被率の目標量

| 分類 | 土地建物用途 | 現 況 | 目標量 |
|-------------|------------|--------------|--------------|
| | 公園等 | 3.1 (31.7) | 3.9 (39.6) |
| | 道路 | 1.9 (19.3) | 2.0 (20.5) |
| | 鉄道 | 0.3 (3.4) | 0.6 (6.3) |
| 公有地 | 河川 | 0.2 (2.0) | 0.5 (5.5) |
| 75 | 学校 | 0.8 (8.4) | 1.6 (16.4) |
| | その他の公共公益施設 | 0.7 (7.0) | 1.1 (10.7) |
| | 公有地全体 | 7.0 (71.8) | 9.7 (99.0) |
| | 社寺 | 0.3 (3.1) | 0.3 (3.1) |
| | 住宅用地 | 2.9 (29.5) | 3.2 (32.5) |
| | 商業用地 | 0.5 (5.4) | 0.6 (5.9) |
| 民有地 | 工業用地 | 0.5 (4.7) | 0.5 (5.2) |
| 75 | 屋外利用地 | 0.5 (5.5) | 0.6 (6.0) |
| | 未利用地 | 0.6 (5.5) | 0.6 (6.4) |
| | 民有地全体 | 5.3 (53.7) | 5.8 (59.1) |
| 区全体(1020ha) | | 12.3 (125.5) | 15.5 (158.1) |

表中の数値は、区全体の面積に対する割合(%)。()内は面積(ha)

2 区民一人当たりの公園面積

「区民一人当たりの公園面積」3.0㎡の達成を目指します

平成 20 年 4 月現在の区民一人当たり(住民基本台帳人口)の公園面積は 2.28 ㎡(総公園面積 41.8 ha)です。目標年次までには、更に公園整備を進め、区民一人当たり 3.0 ㎡、将来的には、区民一人当たり 5.0 ㎡以上の確保を目指します。

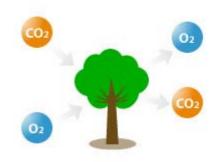
表 3-2:公園・児童遊園の整備目標量

| 公園の種別 | 標準面積 | 目標量 | 備考 |
|-------------|-----------|---------|--|
| みどりの拠点となる公園 | - | 36.7ha | 沙入公園(12.90ha)/ 尾久の原公園 (10.00ha)/荒川遊園(5.08 ha)/荒川 自然公園(8.69ha) 荒川自然公園は現況の面積に第4期エリ アの拡張部分の約3.23haを加えた数値 尾久の原公園は現況の面積に拡張部分を 加えた数値 |
| 近 隣 公 園 | 1 ha 程度 | 11.0 ha | 区内八つの地域毎に少なくとも1か所、計11か所を設置 |
| 街 区 公 園 | 2,000 ㎡程度 | 4.6 ha | 1 小学校区毎に 1 か所設置 |
| 児 童 遊 園 | 500 ㎡程度 | 3.5 ha | 1 小学校区毎に3か所設置 |
| グリーンスポット | 100 m²程度 | 0.4 ha | 年度毎に1か所設置 |
| 計 | | 56.2 ha | 56.2ha/184,000 人=3.1 ㎡/人 > 3.0 ㎡/人 |

<コラム:緑被率 15.5%を確保するとどのくらいの二酸化炭素を吸収できるの?>

樹木や草地等のみどりは、光合成により温室効果ガスの 1 つである二酸化炭素(CO_2)を吸収し固定する効果があります。

目標量に掲げた約 158.1ha の緑被地により吸収される二酸化炭素量を試算すると、約 12.7t/日となります $^{3-1}$ 。これは、荒川区民(約 18 万人)の呼吸により排出される二酸化炭素量の約 7.1%(現在の緑被地では約 5.6%)に相当します。



3-1:二酸化炭素(СО2)の吸収量の試算方法

(出典:大気浄化植樹マニュアル/独立行政法人 環境再生保全機構)

緑地による年間汚染ガス吸収量の算定方法を用い、「二酸化炭素の吸収量 = 1.63 × 純生産量 × 分布面積 (ha)」の算出式を用いた。

なお、試算に関して、今回は、大気中の CO_2 濃度は 350ppm、純生産量はすべて常緑広葉樹林の 18t t /ha として試算した。

「花と緑を通して幸せを実感できるまち」をつくるために

区民みんなが花や緑に関心をもち、真に幸せを実感できるまちづくりを進めるため、前述 の定量的な目標だけでなく、区民の花や緑へのかかわりについて以下の取組を行います。

区民一人一人が、自分の花と緑の名所をもつことを目指します

区民の一人一人が、日常的な花や緑とのふれあいを通して、うるおいや安らぎを感じるまちをつくっていくため、いつでも案内できる名所や季節・時間ごとの特別な名所、自分がかかわり育てている名所等、自分にとっての様々な「花と緑の名所」をもっている状態を目指します。

区民一人一人が、花や緑にかかわる活動に参加することを目指します

区全体に花や緑をつくり育てていくためには、区民の心のこもった活動が不可欠です。 そこで、グリーンサポーターや街なか花壇づくり、都電沿線のバラの管理、緑のカーテン

づくり等、花や緑にかかわる区民の活動の機会を増やし、こうした活動を通じて区民が幸せ を実感できるまちの実現を目指します。



写真3-1:汐入公園で遊ぶ子どもたち



写真3-2:街なか花壇で活動する区民

<コラム:みどりと健康>

ヒートアイランド現象などの都市部の温暖化は、夏季の気温上昇による熱中症や熱帯夜による睡眠障害の増加など健康への影響を顕在化させています。また、マラリアやデング熱などの伝染病を媒介する生物の生息域の拡大も懸念されています。そこで、都市を冷却する効果をもつ樹木や水面などは、私たちの健康を守る基盤としてますます重要になると考えられます。

さらに、みどりとのふれあいには健康増進や機能回復、メンタル面での癒し効果などがあり、みどりと上手につき合うことは、心身の健康づくりのためにも意義のあることです。

<コラム:みどりと大気>

都市空間のみどりは主に、公園の木や、街路樹、ビルの屋上・壁面緑化、校庭の芝生などです。 これらのみどりは、人々に潤いを与え見る人の心を和ませ安らぎを与えてくれます。

そればかりではなく、みどりは、大気汚染物質の吸収や浮遊粉じん物質を吸着するなど、空気の 浄化を担っております。

樹木により大気汚染に強い弱いがあり、また浄化能力も樹木の種類によって異なります。大気汚染に強い代表的な樹木として、イチョウ、マテバシイ、また大気浄化能力の高い代表的な樹木として、ポプラ、ケヤキ、エノキなどがあります。

例えば、イチョウの木1本が一日に吸収する二酸化窒素の量は約850mg ³⁻²と推定されています。これはガソリン自動車が17km ³⁻³走行したときに排出する二酸化窒素量に相当します。

荒川区内の大気環境調査は、東京都が環境基準の達成状況を把握するため、第六瑞光小学校屋上 (南千住1-4-11)で、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダントなどを測定しています。平成19年度の測定結果によると、光化学オキシダントは環境基準を達成していません。

区内のみどりを増やすことは、きれいな空気を取り戻すことにもつながります。

3-2:イチョウによる二酸化窒素吸収量

「大気浄化植樹マニュアル」(独立行政法人 環境再生保全機構)による。

3-3:ガソリン自動車の走行距離への換算

平成17年の自動車排出ガス規制(新長期規制)が適用されたガソリン乗用車の排出量に基づき、排出される窒素酸化物がすべて二酸化窒素に転換されるものとして計算した。

